

社会福祉法人 横浜共生会

ハラスメント防止規程

この規程は、職員が他の職員及び外部実習生・ボランティア等に対しハラスメントを行わないようするために、職員が認識すべき事項及びハラスメントに関する苦情申し立ての窓口の設置、そしてハラスメントに起因する問題が生じた場合において望まれる対応等について定める。

1 意識の重要性

職員は互いに快適な環境のもとで業務が遂行されるよう次の事項について十分認識をし、またハラスメントを人権侵害と認識しその防止に努める義務を負うものとする。

- (1) お互いの人格を尊重しあうこと。
- (2) お互いが法人の大切な構成員であるという意識を持つこと。
- (3) 相手を性的な関心の対象としてのみ見る意識や劣った性として見る意識をなくすこと。

2 ハラスメントの定義

次の事項に共通して、言動に対する受け止め方には個人差や男女間、その人物の立場等により差があり、ハラスメントに当たるか否かについては、相手の判断が重要となる。

- (1) セクシャル・ハラスメント 行為者の意図に関わらず他の職員を不快にさせる性的な言動等、及び性差を背景とする客観的に見て正当性のない嫌がらせの言動等。
- (2) パワー・ハラスメント 優越的な関係を背景とする客観的に見て正当性のない嫌がらせの言動等。
- (3) 妊娠・出産・育児・介護休業等に関するハラスメント 客観的にみて、職員の制度等の利用が阻害されるものや職員の能力の発揮や継続就業に重大な悪影響が生じる等、職員が就業する上で看過できない支障が生じるような言動等
- (4) その他のハラスメント その他、相手の意に反して行われる正当性のない嫌がらせによって、相手職員に不快の念を抱かせる性質の言動。

3 苦情申し立ての窓口

法人はハラスメントを予防する義務を負い、その防止のために職員に対し積極的な啓発を行うとともに次の苦情受付窓口を設ける。なお②の窓口は男女別に受付・相談員の選択ができるものとする。

①各事業所の窓口；施設長または「福祉サービスに関する苦情受付担当者」

②第三者的な窓口；重村社会保険労務士事務所 (TEL 090-7011-6792 直通)

なお、相談に当たっては、公正な立場に立って事実関係の確認を行い、迅速な対応を行なうものとし、相談者・行為者等のプライバシーの保護に努めるものとする。

4 ハラスメントに対する処分

就業規則の禁止行為及びセクシャルハラスメントに対する処分規定に準じるものとする。

5 ハラスメント申立者等に対する保護

法人は職員に対し、ハラスメントの相談をしたり、事実関係の確認等に協力したこと等を理由として不利益な取扱いを行なわないものとする。

制定 平成 22 年 4 月 1 日

改定 平成 29 年 10 月 1 日

改定 令和 2 年 6 月 1 日

社会福祉法人横浜共生会ハラスメント防止規程

ハラスメント事例及び受付要領

■ハラスメント防止規程第2項に係る事例を次に掲げる。但しこれらはハラスメントの判定基準を示すのではなく概要を把握することを目的とする。

- ア 性的関係を要求又は強要する。
- イ 相手が不快に感じる性的冗談を言ったり、わいせつな雑誌、写真、絵画類を職場内に持ち込んだり、パソコンのディスプレイに卑猥な画像を表示したり、あるいは性的な発言をする。
- ウ 不必要な個人指導をしたり、拒絶・抗議したにも関わらず交際を迫ったり、食事などに執拗に誘ったり、自宅への電話やメール等で執拗に通信する。
- エ 職場内、関係先等に性的な噂を流布する。
- オ 身体に不必要的接触をする。
- カ 身体の箇所を注視するなどの性的な关心を示したり、相手の服装等をあれこれ冷やかす或いは肉的なことに関し中傷する。
- キ 性的魅力をアピールするような服装やふるまいを要求する。
- ク 性的な経験談や性生活について、相手の意に反して話したり尋ねたりする。
- ケ 女性や男性という性を一般化し、それに対する軽蔑的な発言や話題を持ち出す。
- コ 多数の者がいるところで罵倒、恫喝したり、必要以上の大声で怒鳴る。
- サ 仕事の失敗や実績の低さを執拗に追及する。
- シ 仕事の指導の範疇を超えて人格を傷つけ、人権を侵害するような言動をとる。
- ス 達成不可能なノルマを求めたり、悪意から意図的に昇進・昇級を妨害したり、本人が嫌がる部署に意図的に配置転換する。
- セ 仕事の指示をしなかったり、職務上必要な情報を伝えない。
- ソ 勤務外の時間に無理に飲み会等に付き合せたり、或いは逆にその誘いから外す。
- タ 仲間はずれにしたり、人格や存在を認めないような態度をとる。
- チ 評判を落とすようなことを言いふらす。
- ツ 身体や性格の特徴を取り上げなじる。
- テ 妊娠、出産、育児・介護休業を理由とする嫌がらせ。
- ト SNSによる誹謗中傷。

■ハラスメント防止規程第3項に係る苦情申立て受付要領は次の通りとする。

- 1) 各事業所の窓口運用は福祉サービスに関わる苦情受付運用に準じる。
- 2) 第三者窓口の運用は次の通りとする。
 - i) 電話受付窓口は重村社労士本人。女性相談員の指名がある場合は電話を折り返すか、又は時間と場所を決めて会って話を聞く。(TEL090-7011-6792 直通)
 - ii) 相談内容は全て重村社労士事務所で統括する。匿名の希望があればそれに従う。
 - iii) その後、重村社労士事務所から法人の統括担当者に報告する。

制定 平成22年 4月1日

改定 平成29年 10月1日

改定 令和2年 6月1日